

ふくしま復興特別資金

東日本大震災により事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、「震災対策特別資金」に加え、国の東日本大震災復興緊急保証を活用した「ふくしま復興特別資金」を創設しました。

この資金は、融資後3年間は県が利子補給を行うことにより実質無利子となりますので、ぜひご活用ください。なおご利用の際は、まずは最寄りの県内金融機関にご相談下さい。

■ **対象者** 県内に事業所を有し、以下の要件を満たす中小企業者

ア 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）

イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域内に事業所を有し、立退きまたは避難を行っている者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）

ウ 震災発生後の最近3ヵ月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期に比して10%以上減少している者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）

■ **融資限度** 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度）

■ **融資期間** 15年以内（うち据置3年以内）

■ **融資利率** 固定 年1.5%以内（融資後3年間は利子補給）

■ **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

年0.5%（責任共有制度対象外で100%保証）

■ **担保** 審査により必要になる場合があります。

■ **保証人** 法人 1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）

■ **取扱期間** 平成23年6月1日から

■ **申込み先** 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 金融課

電話 024-525-4019（5月27日(金)まで）

024-521-7291（5月30日(月)以降）